

変更概要

※\_\_\_\_\_は、変更箇所を示す。

名 称		大久保三丁目西地区地区計画										
事 項		旧					新					摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区			B地区	A地区			B地区	
				A-1地区	A-2地区	A-3地区		A-1地区	A-2地区	A-3地区		
			建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号の一に該当する営業の用に供する建築物。 2) (略)			次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号の一に該当する営業の用に供する建築物。 2) (略)			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う変更		